

ご利用ください 病児・病後児保育所

「子どもが病気だけど仕事を休めない」「急な用事、冠婚葬祭などで病気の子どもを預かってほしい」そのようなときは、病児・病後児保育所「げんきキッズ」をご利用ください。安心してお子さんを預けられる施設で、保育士と看護師が責任を持ってお預かりします。

- ▶ **施設** 病児・病後児保育所「げんきキッズ」(小見1401-1 南川げんきクリニック隣)
- ▶ **対象** 乳幼児～小学3年生
- ▶ **保育時間** 午前8時～午後6時(月～金曜日)
- ▶ **利用料金** 2,000円(生活保護世帯・市町村民税非課税の世帯の方は無料)
- ▶ **定員** 1日4人
- ▶ **問い合わせ** 病児・病後児保育所「げんきキッズ」 ☎090-8111-8751、580-7583または子育て支援課保育担当(内線263)

国民健康保険に加入している70歳以上の方へ

国民健康保険高齢受給者証が8月1日(月)に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得が145万円以上の方)となります。このうち負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月29日(金)までに保険年金課へ申請してください。

8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

※1割負担に該当する方、または申請により3割負担から1割負担になった方は、平成24年4月1日(日)から負担割合が2割になる予定です。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】

平成22年中の収入額が383万円未満

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】

対象者の平成22年中の収入合計額が520万円未満

※8月から平成24年7月末日までの間で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行する方がいることで、現役並み所得者になった高齢者国保単身世帯の場合、後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者(*)を含めた収入合計が520万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様となり、自己負担割合は1割となります。

*後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合や喪失日から5年を経過した場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

あなたも子育てのプロに 子育てマスター養成セミナー

- ▶ **日時** 【第1回】9月8日(木)・9日(金)
【第2回】9月13日(火)・14日(水)
いずれも午前10時～午後3時30分
- ▶ **場所** さいたま共済会館5F会議室(さいたま市浦和区岸町7-5-14)
- ▶ **内容** 今求められている親子支援、子どもの発達、カウンセリングの基礎、安全管理と応急処置など、親子支援の基礎的知識について学びます。
- ▶ **定員** 120人(先着順)
- ▶ **受講料** 無料
- ▶ **申し込み** 子育て支援課で配布している参加申込書(県ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、8月10日(水)までに郵送またはFAXで埼玉県福祉部子育て支援課
【郵送】〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
【FAX】048-830-4784
【県ホームページ】<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-master-master-boshuu.html>
- ▶ **問い合わせ** 埼玉県子育て支援課 ☎048-830-3330

幼稚園が行う子育て支援事業

市内の私立幼稚園では、幼稚園の施設や幼児教育機能を広く地域に開放し、幼児教育センターとしての役割を果たすよう、次の子育て支援事業を実施しています。

- ▶ **事業名** 未就園児の保育事業、園舎・園庭の開放事業など ※詳細は各幼稚園へ問い合わせください
- ▶ **申し込み・問い合わせ**

園名	電話番号
老本幼稚園	553-2771
行田幼稚園	554-5169
富士見ヶ丘幼稚園	556-7494
ホザナ幼稚園	555-2301
まつたけ幼稚園	554-7348
南河原幼稚園	557-0234
やごう幼稚園	554-5752
やなぎ幼稚園	559-1001